

『職長の能力向上教育』開催のご案内

公益社団法人 京都労働基準協会 園部支部

製造業における職長の能力向上教育は、労働安全衛生法に義務付けられている就任時教育に加えて、厚生労働省が示す要綱において、定期(おおむね5年ごと)に実施すべきとされています。

職長の能力向上教育のカリキュラムは、建設業を除いて策定されていませんでしたが、2020年3月に、厚生労働省において製造業における職長の能力向上教育の詳細について示されました。

記

- 日時 令和7年9月8日(月) 9時00分 ~ 16時00分
※受付 8時45分~
※遅刻、早退、欠席、一部欠講の場合は修了証の交付ができません。
- 場所 口丹波勤労者福祉会館 1階 第2会議室
〒629-0134 京都府南丹市八木町西田金井畠9 TEL 0771-42-5484
- 講習内容 厚生労働省能力向上教育指針(平成元年5月22日公示第1号)による
- 受講対象者 職長の職務に従事し、職長教育を受講後、概ね5年以上経過した者
- 受講料 会員 8,800円(税込) 非会員 9,900円(税込)
- テキスト 「職長の能力向上教育テキスト」(中央労働災害防止協会)
990円(900円+消費税10%)
- 定員 30名(定員になり次第締め切ります。)
- 修了証 講習修了者には「修了証」を交付します
- 申込方法 受講申込書に所定事項をご記入の上、次のいずれかによりお申込み下さい。
受講票・請求書は申込後に速やかにお送りさせていただきます。
- FAXの場合 受講申込書をFAXにて送信して下さい。後日、受講票と請求書をお送りします。
- 郵送の場合 協会ホームページ・電話にて受付状況を確認の上、受講申込書を郵送してください。
講習実施確定後、受講票と請求書をお送りします。

※受講申込書到着時に定員に達している場合は、受付終了となり受領出来ませんのでご了承ください。

(注)受講料・テキスト代は請求書到着後7日以内に現金書留でお送り頂くか、請求書記載の振込先にお振込み下さい

※お支払い後の受講料の返還はいたしません。

- 申込・問合せ先 公益社団法人 京都労働基準協会 園部支部
Tel 0771-62-3220 Fax 0771-62-4045
京都府南丹市園部町新町49-1

園部支部HP
QRコード

